

平成31年 No.40

○東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程の一部を改正する規程

改正理由

東京学芸大学教育インキュベーションセンターの運営体制の見直し及び字句の整理に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年 4 月 24 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年4月25日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第33号

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程（平成31年規程第17号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学教育インキュベーションセンターの運営体制の見直し及び字句の整理に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (業務) 第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。 (1)～(6) 〔省略〕 2 〔省略〕 3 <u>第1項</u>に掲げる業務に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。 4 〔省略〕 〔省略〕 (<u>推進会議</u>) 第15条 <u>センターに、センターの管理運営及びセンター業務の推進に関する事項を協議するため、次に掲げる委員をもって組織する推進会議を置く。</u> (1) <u>センター長</u> (2) <u>学長が指名する副学長 若干名</u> (3) <u>センターの兼任教員</u> (4) <u>センターの運営に関わる部長、課長及び室長</u> (5) <u>センターの運営に関わる学内関係者のうちから学長が委嘱する者 若干名</u> (6) <u>センターの運営に関わる外部機関関係者のうちから学長が委嘱する者 10名程度</u> (7) <u>その他必要に応じて学長が委嘱する者</u> 2 客員教授等は、<u>推進会議</u>に出席し、専門的事項について意見を述べることができる。 3 <u>推進会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u> 4 <u>第1項第5号から第7号までの委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終事業年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 5 <u>センター長は、推進会議を招集し、議長となる。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成31年4月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (業務) 第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。 (1)～(6) 〔省略〕 2 〔省略〕 3 <u>前1項</u>に掲げる業務に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。 4 〔省略〕 〔省略〕 (<u>所員会議</u>) 第15条 <u>センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教員をもって組織する所員会議を置く。</u> 2 客員教授等は、<u>所員会議</u>に出席し、専門的事項について意見を述べることができる。 〔省略〕